

☆個別の教育支援計画の作成と活用手順（例）

～いつ、何を、誰が～



個別の教育支援計画を作成して、支援内容の引き継ぎに活用したいのですが、どうやって作成し、活用していけばいいですか？

様々な学校で取り組んでいますが、一つの例を紹介します。



いつ	何を	誰が/誰と	内容（例）
4月 ～5月	本人・保護者の 思いや願いの 聞き取り	本人・保護者	教育相談もしくはアンケートを使って、本人や保護者の思い等の聞き取りをする。 *参考：☆③『個別の教育支援計画の作成のためのアンケート（例）』を掲載しました。
	関係機関の支援 内容等の情報収集	学校・担任・ 関係機関	関係する機関がある場合は、行われている支援内容等の情報を収集するなどし、支援目標や関係機関と学校の役割を検討していきます。
5月 ～6月	支援目標・支援内容 （合理的配慮等） の話し合い	本人・保護者、 担任、管理職、 特C ^o * ¹ 等、 関係する職員	ケース会議等を開き、本人・保護者の思い等を基に、支援目標や支援内容を決めたり、個別に必要な合理的配慮を話し合ったりしていきます。 *場合によっては、センター的機能* ² を活用し、支援内容について助言を受けることもできます。
6月 ～7月	支援目標・支援内容 （合理的配慮等） の記載	学校・担任	話し合った内容について、組織的に、継続的に支援ができるように個別の教育支援計画に記載していきます。記載した内容は、後日、本人・保護者に確認をしてもらいます。 *参考：☆②『個別の教育支援計画（例）』を掲載しました。
6月 ～2月	実施		○学校として、個別の教育支援計画をもとに支援内容を全職員で共通理解をする。 *実際の支援（授業中、テスト、生活、SCとの連携等）で活用する。 *障がいによる困難さの改善が見られたり、再度、本人及び保護者の申し出があったりした場合には、柔軟に見直し、検討をする。 *受験等で配慮申請を行う場合は、本人・保護者の了解を得た上で、実施してきた支援等に関する文書として提出する。
3月	評価・見直し ・引き継ぎ	本人・保護者、 担任、管理職、 特C ^o * ¹ 等、関 係する職員	実施してきた支援内容について、進級（進学）時に、本人の障がい等の状態から総合的に判断し、今後も継続して必要な支援かどうかを検討していく。 学校として行ってきた合理的配慮の情報を引き継ぎ、切れ目のない支援が提供できるようにする。

*あくまでも例です。必要に応じて時期や内容について柔軟に取り組むことが大切です。

* 1：特別支援教育コーディネーターのこと。

* 2：特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に応じて必要な助言や援助を行うこと。文部科学省では、センター的機能として「各学校の教職員への支援機能」「特別支援教育に関する相談・情報提供機能」等の例を示しています。